

原産地証明書への記入（入力）に当たっての諸注意

<p><b>1. Exporter (Name, address, country)</b></p> <p>厚木商工会議所にサイン登録のある輸出者の①企業名、②所在地、③国名（Japan）を入力。海外の企業が単独で本欄に入ることはない。</p>	<p><b>CERTIFICATE OF ORIGIN</b></p> <p>issued by The Atsugi Chamber of Commerce &amp; Industry Atsugi, Japan</p>		
<p><b>2. Consignee (Name, address, country)</b></p> <p>荷受人の①企業名、②所在地、③国名を入力する。（必ずしもバイヤーと同一とは限らない）。L/C 取引の場合などでは、買取の便宜上、「To order (of ○○銀行）」といった記載もあり得る。第三国のバイヤー名を記載する欄ではないことに留意。 国名は正式名称にて記載。省略する場合は申請事務マニュアルの「国名記載例一覧」に従って記載する。</p>	<p><b>*Print ORIGINAL or COPY</b> ORIGINAL は原則 3 枚まで。残りは COPY</p>	<p><b>3. No. and date of Invoice</b></p> <p>本証明書は、輸出者発行のインボイスに基づいて作られるのが大原則。従って、当該インボイスの番号と日付（出航日と同様、April 3, 2010 の形式で）を入力する。未来の日付は不可。</p>	
	<p><b>4. Country of Origin</b></p> <p>産品の原産国を入れる。日本製であれば JAPAN と入力する。複数の国がある場合、それぞれカンマやスペース等で区切って入力する。国名表記は申請事務マニュアルを参照。</p>		
	<p><b>5. Transport details</b></p> <p>貨物の経路等を入力する。「From: 都市名、国名」、「To: 都市名、国名(上記の荷受人と必ず一致)」、「On (or about): 出航日（April 3, 2010 の形式で。04/03/10 は不可)」、「By: 輸送手段（船、航空等）」をインボイスに基づいて記入する。最低限、「輸送手段」だけは必須事項。ただし、上記の「Consignee」欄が「To order・・・」形式の場合は From:・・・と To:・・・は必須</p>	<p><b>6. Remarks</b></p> <p>備考欄のため、通常は入力の必要はない。 （第三国のバイヤー名等を「Buyer: ○○○」や「End user: ○○○」として記載することもある。また、L/C の番号や日付の記載を求められた場合は本欄を使用。）</p>	
<p><b>7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods</b></p> <p>荷印やケース番号を入れる。何もない場合は、空白ではなく「No mark」や「N/M」などと記す。</p> <p>貨物を一般的な名称で記入する。（基本はインボイスと一致した記載となるが、インボイスでの貨物名の表記が一般的な名称でない場合は、一般的なものに変更願う場合もある。）</p> <p>《注意点》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インボイスに記載の商品の一部だけを抜き出して記載することはできない。ノンコマやサンプルも含まれる。</li> <li>複数の外国産品を記載する場合、どの産品がどの国の原産なのかを明記する必要がある。</li> <li>本証明は産品の原産地を示す書類であるため、原産性と関係のない文言等（例えば、「as per proforma invoice ...」、「as per P/O No. ....」）の記載や、産品の品質を表す「First-class」、「Brand-new」、「good working condition」などといった表現は不可。</li> </ul> <p>全ての欄に該当するが、<u>原産地証明書はコマーシャルインボイスに基づいて作成されるのが大原則。L/C やプロフォーマインボイスを基に作成されるものではない。</u> L/C に記載のミススペルは L/C をアmendするのが原則、止むを得ずそのまま載せたい場合は、隣に正しいスペルを括弧書きで併記。</p>		<p><b>8. Quantity</b></p> <p>インボイスと同一の単位を使用して数量等を入力する。「...pcs」、「...kgm」、「...sets」などといった具体的な数量を示す記載が必要なので、単なる「...lot」や梱包数を示す「...packages」や「...cartons」といった表記のみでは不可。ただし、重量なども併記すれば容認。 複数の外国産品の場合、どの国の産品がいくつあるのか明記する必要がある。</p>	
<p><b>9. Declaration by the Exporter</b></p> <p>The undersigned, as an authorized signatory, hereby declares that the above-mentioned goods were produced or manufactured in the country shown in box 4.</p> <p>Place and Date:                      場所と誓約日（未来の日付は不可） -----</p> <p>(Signature)                              登録のあるサイナーの署名欄</p> <p>(Name)                                      上のサイナーの英文氏名</p>	<p><b>10. Certification</b></p> <p>The undersigned hereby certifies, on the basis of relative invoice and other supporting documents, that the above-mentioned goods originate in the country shown in box 4 to the best of its knowledge and belief.</p> <p style="text-align: center;">The Atsugi Chamber of Commerce &amp; Industry</p> <p style="text-align: center;">商工会議所の認証欄のため記入不要</p> <p style="text-align: right;">(No., Date, Signature and Stamp of Certifying Authority)</p> <p><b>Certificate No.</b></p>		

# 原産地証明書の記載要領

## I. 一般的注意事項

### 1. 原産地証明書用紙

①厚木商工会議所の所定用紙を使用。

・記載内容が判断しづらいほどの汚れ等がある場合や、証明印を押しにくいほどの皺<sup>しわ</sup>や折り目がある場合等は、改めて申請のやり直しを求めることがある。

②当所に提出する控え1部もコピー用紙ではなく、所定用紙にて作成・提出。

### 2. 使用言語

①原則、英語での記載。ただし、荷印を除く。

### 3. 記載方法

①原産地証明書は典拠商業インボイスの内容の転記を原則とする。

②原産地証明書にはタイプ打ちまたはパソコンで印字。ただし、サインは直筆で記入。

③文字色は黒色または青色を使用。

④記載欄の枠外への印字、また直筆サインがはみ出さないように記載。

## II. 原産地証明書の記載欄別記載要領

### 1. Exporter (輸出者)

①実際に輸出を行う会社名、住所、国名 (JAPAN) を必ず記載。

・申請時に厚木商工会議所に有効の貿易登録がされていること。

②「A 社 on behalf of B 社 (B 社の代理である A 社)」での記載も可。

・「貿易登録企業 A 社 (住所・Japan) on behalf of 海外企業 B 社 (住所・国名)」という記載の場合には、典拠資料として B 社から A 社に宛てた原産地証明書取得についての「委任状」(コピー可) または、「契約書の写し」を添えて申請。ただし、社名から親子会社の関係にあることが分かる場合は提出不要。

・日本国内にある企業間「A 社 on behalf of B 社」の記載は不可。

### 2. Consignee (荷受人)

①典拠商業インボイスに記載された海外の荷物を受けとる会社名、住所、国名を必ず記載。

・インボイスに Consignee が明示されている場合⇒インボイス上の Consignee 名

・インボイスに Consignee が明示されていない場合⇒インボイス上の「Messers」「Buyer」「To order of～」等

### 3. No. and date of Invoice (インボイス番号とインボイス作成日)

①インボイスに番号がない場合は、「NIL」と記載。

②作成日が証明申請日 (9. 欄) より後のものは不可 (同日は可)。

③西暦、月、日が特定できるように記載。

・数字だけの記載および西暦の省略は不可。

### 4. Country of Origin (原産国)

①当該製品が日本で精算または製造された場合は、「JAPAN」と記載。外国産の場合は、当該原産国を記載。

### 5. Transport details (輸送手段詳細)

①輸送手段およびルートに記載。

(例) From:積出地、国名 To:仕向地、国名 Via:経由地 by:積載船(機)名 on or about:出航(予定)年月日

②証明申請日が船積み後6か月以内であること。ただし、6か月超1年以内の場合は、理由書等の提出が必要。

### 6. Remarks (備考)

①原則、空欄。ただし、支払い条件、貿易条件等の信用状に関する事項であれば記載可。

※本欄には輸出者の宣誓文は記載不可。

### 7. Marks, numbers, number and kind of packages; description of goods (荷印、荷番号、梱包数と種類、商品名)

①Marks, numbers: 典拠商業インボイスに準拠して、梱包または容器等に表示してある荷印・荷番号を記載。

- ・荷印がない場合は、Unmarked、No mark、N/M、No number、N/N、NIL のいずれかを記載。
- ②number and kind of packages：典拠商業インボイスと同一の梱包数と種類を記載。
  - ・種類…carton, crate, box, pallet, bale, roll 等
- ③description of goods：HS コード 6 桁相当の一般的な商品名。ブランド名や商品コードのみの記載は不可。
  - ・原産国の異なる商品が含まれる場合には、全商品についてそれぞれの原産国を付記。

## 8. Quantity (数量)

- ①典拠商業インボイスと同一の総数量と単位を記載。
  - ・単位…pcs, set, units, kgs 等
- ②数量が不明確な記載（梱包の数量のみ、lot 等）は不可。
  - ・重量を記載する場合は、Net Weight か Gross Weight を必ず記載。

## 9. Declaration by the Exporter (輸出者宣誓)

- ①Date：証明申請日を記載。西暦、月、日が特定できるように記載。
- ②Signature：厚木商工会議所に登録されているサイナーの直筆サインを記入。消せるボールペン使用不可。
- ③Name：上記サイナーの広島商工会議所に登録されている英文氏名、役職を記載。
- ④証明申請日が、典拠商業インボイスの日付より前のものは不可（同日は可）。

## 10. Certification (商工会議所認証)

- ①厚木商工会議所の認証欄のため、申請者による記載は不可。
- ②厚木商工会議所の認証日付は証明した日付を記載。過去に遡った日付や未来の日付での認証は不可。

\*Print ORIGINAL or COPY

必ず「ORIGINAL」または「COPY」と記載。ORIGINAL は 3 部まで可。発給部数は原則 1 件につき、5 部以内。

【例 1】 1 部目：ORIGINAL－1 2 部目：ORIGINAL－2 3 部目：ORIGINAL－3 4 部目以降：COPY

【例 2】 1 部目：ORIGINAL 2 部目：ORIGINAL 3 部目：ORIGINAL 4 部目以降：COPY

※「DUPLICATE」「TRIPPLICATE」の表記や COPY-1、COPY-2 など COPY の枝番は不可。